

令和7年度第1回練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会

令和7年10月31日

【佐藤副参事】 それでは、委員の皆様、おはよう。

開会に先立って、お待たせするような形になってしまって申し訳なかった。御多用のところお集まりいただきありがとうございます。

議事に入る前に、今回の公開について、事務局から説明をさせていただく。

【事務局】 事務局である。

練馬区では、附属機関等の会議については、原則公開としている。具体的には、1、会議の傍聴を認める。2、会議における資料を公開する。3、会議録を公開するというものになっている。なお、会議録及び資料については、区のホームページで公開したいと考えている。ただし、当支援チームが必要と決定したときは、非公開とすることができる。

なお、本日の傍聴人は、ゼロ人である。

以上になる。

【佐藤副参事】 御了承願う。

それでは、ただいまより、令和7年度第1回いじめ等対応支援チーム連絡協議会を開会させていただきます。

議事に入る前までの進行を務める練馬区教育委員会教育振興部副参事の佐藤と申す。どうぞよろしく願います。

それでは、次第に従って会議を進行させていただく。

次第の1番になる。委員委嘱である。委嘱については、委嘱状を机上に配付させていただく。お名前等御確認をお願いします。

続いて、次第の2、教育委員会挨拶である。三浦康彰教育長、よろしく願います。

【三浦委員長】 改めて、おはよう。

このいじめ対応支援チームだが、平成24年度に発足して以来、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた取組について議論を重ねてきた。これまで、いじめ等対応支援チームからの提言の作成、それからSNS練馬区ルールの策定、いじめ防止研修資料の作成などを行ってきたところである。

平成6年度、昨年度は、軽微なトラブルから長期化したいじめや、SNSを介してのいじ

め、こういったものを含めた今日のいじめに関わる事例等を取り入れた、いじめ防止研修資料の改訂を行ったところである。

また、昨日の新聞報道でもあったが、いじめ件数がまた過去最高ということで、発生件数が増加している。いじめの重大事態についても、区内で発生した事案を本会において報告するという事としてしている。今までは、重大事態というのは練馬区でもあったが、その公表をする手段が定まっていなかったため、この会議でしっかり報告させていただきたいと思っている。詳細は後ほど事務局のほうから御説明させていただく。

いじめ認知や、いじめ重大事態の件数の増加に伴って、児童生徒間や保護者間のトラブル、それから不登校児童生徒数も年々増加している。特に昨今急増しているのが、SNSを介したいじめである。防止策としては、児童生徒に向けてSNSの使い方に関するルールの周知をしっかりとしていくということが大切になると考えている。今年度、SNS練馬区ルールを改訂したいと考えていて、それについてもここで御議論していただければと考えている。

それから、設置要綱の改訂によって、今年度から、児童相談所の職員の方、それから警察の職員の方にも新たに委員に加わっていただいて、会議を進めていきたいと思っている。

どうぞよろしく願います。

私からは以上である。

【佐藤副参事】 続いて、次第の3になる。委員紹介である。関係資料が、資料1の名簿がある。本日は今年度の初めての会になるので、委員の皆様の自己紹介の時間を設けさせていただく。資料1の委員名簿の順で、嶋崎委員より順に御紹介をお願いする。

【嶋崎副委員長】 神田外語大学の嶋崎と申す。どうぞよろしく願います。

【高橋委員】 練馬児童相談所の高橋と申す。よろしく願います。

【千野委員】 練馬警察署少年第一係長の千野と申す。よろしく願います。

【佐藤副参事】 戸張さんはこの後お越しになるので、続いて、幼稚園の檀原園長先生もこの後参加になる。

【檜垣委員代理（片山）】 練馬区立上石神井小学校校長の片山と申す。本来ならば、校長会長の檜垣盛喜が参るところだが、今日は公務のため、代理で副会長の片山が出席させていただく。どうぞよろしく願います。

【梶田委員】 練馬区立大泉北中学校の校長の梶田紳一郎と申す。よろしく願います。

【菊池委員】 富士見台小学校で生活指導を担当している菊池と申す。よろしく願います。

【佐藤副参事】 中学校からの山内先生におかれても、本日欠席の連絡をいただいている。

【吉田委員】 小学校PTA連合協議会の吉田である。よろしく願います。

【戸成委員】 中P連の戸成と申す。南が丘中学校PTA会長をしている。よろしく願います。

【佐川委員】 練馬区教育委員会の教育振興部長の佐川と申す。よろしく願います。

【佐藤委員】 教育振興部副参事、佐藤と申す。よろしく願います。

【村瀬委員】 学校教育支援センター所長、村瀬である。どうぞよろしく願います。

【事務局（小倉）】 事務局になる。統括指導主事の小倉と申す。どうぞよろしく願います。

【事務局（紺多）】 指導主事の紺多である。どうぞよろしく願います。

【事務局（田口）】 指導主事の田口と申す。よろしく願います。

【事務局（加藤）】 指導主事の加藤と申す。よろしく願います。

【佐藤副参事】 本支援チームについては、本日の資料3、練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱の第3条により、教育長を委員長、学識経験者である嶋崎委員を副委員長とさせていただきますので、御了承いただくようお願いいたします。

それでは、ここからは三浦委員長に進行をお願いいたします。

【三浦委員長】 では、よろしく願います。

次第の1番から3番までが既に終わった。続いて、次第の4番、本会議の位置づけについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（紺多）】 事務局である。資料2、3、4、5に基づき、本協議会の位置づけを説明する。

まずは、資料2を御覧いただきたい。

本いじめ等対応支援チームは、いじめ防止対策推進法第14条で示される関係機関等の連携を図るために設置される、いじめ問題対策連絡協議会を基にしたものになっている。

第14条では、地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとしているが、本区においては、練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱をもってして設置している。

また、14条では、構成員として、学校、教育委員会、児童相談所、法務局または地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されると明記されている。

次に、資料3、練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱を御覧いただきたい。

本区においては、学校、保護者、児童相談所、警察署、心理職、教育委員会の関係部署で構成している。本チームは、学校のいじめの実態を把握するとともに、未然防止・早期解決に向けて、次の各号に掲げる事項について協議することになっている。

主な協議内容としては、1、いじめの未然防止に向けた取組、2、いじめの早期発見に向けた取組、3、いじめの早期解決に向けた取組、4、家庭・地域・関係機関との連携強化に向けた取組、5、就学前教育への支援になっている。

また、今年度、設置要綱改訂を行い、第2条2項として、前項に掲げるもののほか、いじめ重大事態の件数や概要等の情報等について共有すると追記している。

次に、資料4、令和7年度練馬区いじめ問題対策方針を御覧いただきたい。

こちらの資料は、毎年4月に全幼稚園及び小中学校に向けて区としての方針を示し、学校のいじめ防止基本方針の改訂や、いじめ未然防止の取組を促しているものになっている。本いじめ等対応支援チームで協議したことについては、こちらに反映され、区内各学校に周知されることとなっている。

赤字については、令和6年度より変更した箇所となっている。変更箇所については、昨年度のいじめ等対応支援チーム連絡協議会の中で、委員より御意見をいただき、改訂している。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが文科省から発出されたことを受け、令和6年度からの大きな変更点は、2点ある。

1点目は、3ページになる。3ページの⑤重大事態への対処についてである。調査主体について、学校主体調査には、学校いじめ対策組織方式か第三者委員会方式があることを明記している。教育委員会主体調査には、教育委員会等方式か第三者委員会方式があることを明記している。また、いじめ重大事態の2号事案については、原則、学校主体調査を行うことについても明記している。

2点目は、6ページの⑤重大事態への対処についてになっている。各学校園において、記録を適切に作成し、保存することを明記している。なお、いじめ重大事態への対応については、資料5のフローチャートで示しているように、本区では法にのっとった対応の共通理解を図っている。

令和8年度練馬区いじめ問題対策方針については、次回第2回の会議で委員の皆様にお示しし、御意見をいただきたいと考えている。

最後に、参考資料1を御覧いただきたい。これまでのいじめ等対応支援チーム連絡協議会での協議内容についてお示ししている。昨年度は、いじめ防止研修資料の改訂をテーマに扱

い、いじめ防止研修資料について協議した。また、昨年度、各委員からは、SNS練馬区ルールの改訂に向けての意見もいただいている。今年度は、児童生徒に関するSNSに関するトラブルの現状を踏まえた上で、練馬区SNSルールの改訂をテーマに取り扱いたいと考えている。詳細については、後ほどお伝えさせていただく。

私からの説明は以上となる。

【三浦委員長】 ありがとう。資料について説明があったが、この件について、委員の皆様からの御意見、御質問があればお願いします。どうぞ。

【嶋崎副委員長】 嶋崎である。よろしくお願いします。資料4で、1点意見と、2点細かなことを申し上げる。

1点は、1番で練馬区の基本姿勢のすぐ上の行である。練馬区教育委員会では、以下の姿勢、考え方、全ての児童云々とある。ここでの意見を一言言わせていただく。私はこれ、大賛成である。練馬区さん、素晴らしいなと思っているのは、幼児が入っているのである。今、幼稚園さんの情報を聞いても、やっぱりかなり増えている。とてもいいと思う。いいと思うのだが、法では、児童等は、園児は入っていないのである。それで、他地区の条例や基本方針では、そのことをわざわざどこかで断っている。だから、国と違うということで、ちょっとどこかに何か一言あるといいかなと思った。これは意見である。

それから、細かなことだが、今の行のところで、以後、児童生徒というところがあるが、これは文科省の書き方は「以下」である。

それから、これも細かいことで申し訳ない。今のところの下から10行目ぐらいの赤字のところである。関係機関等々、ここは「等」は2個必要か。とても細かいことで申し訳ない。

以上である。

【三浦委員長】 事務局、今のところはいかがか。

【事務局】 事務局である。今の意見をいただいて、各自治体の出しているものも参考にしながら、修正を加えていきたいと思っている。

以上になる。

【三浦委員長】 2の(3)の「等」のところについては。

【事務局】 こちらについては、早急に修正していきたいと思う。

【三浦委員長】 修正は、特に意味がないということでもいいのか。

【事務局】 はい。

【三浦委員長】 分かった。よろしいだろうか。

【嶋崎副委員長】 了解である。

【三浦委員長】 ほかはいかがだろうか。どうぞ、お願いします。

【戸成委員】 申し訳ない。こちらの資料を初めて見るもので、3ページのいろいろな方式等の説明があったと思うが、時間があればちょっと簡単に御説明いただければありがたい。

【三浦委員長】 教育委員会方式とか第三者方式、そこを詳しく御説明をお願いします。どうぞ。

【事務局】 御意見ありがとうございます。資料5を御覧いただきたい。

今、御説明させていただいたのが、対応フローチャートの、まずは学校の対応、左側になる。学校主体調査の下にある注釈3番の(1)のところになる。学校いじめ対策組織方式としては、学校いじめ対策委員の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、SC、スクールソーシャルワーカー等の専門機関が参画した調査組織となっている。次に、第三者委員会方式としては、こちらについては、全ての調査委員会が切り分けられて第三者で調査するという方式になっている。

続いて、教育委員会主体調査については、(1)教育委員会等方式についても、こちらは注釈4番のところになっているが、指導主事等ほか、必要に応じて、先ほど挙げさせていただいた弁護士、医師、SC、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画してやっていく組織体となっている。そして、第三者方式についても、こちらも、そこはまた切り離して、全て第三者が調査を行うという組織体になっている。

以上である。

【戸成委員】 ありがとう。

【三浦委員長】 申し訳ない。資料5を今、見ているが、最初に、重大事態に該当すると学校が判断して、教育指導課への報告、それから、指導課は受理をして、その後、区長への報告を経た後に、調査主体というのを決定する。それを学校主体にするのか、教育委員会でやるのかということなのだが、ここの判断の、どういった場合に学校主体にするのか、どういった場合に教育委員会にするのかということをもうちょっと御説明していただいてよろしいだろうか。

【事務局】 事務局である。まず、資料5のフローチャートの上のほうの四角を御覧いただきたい。いじめ重大事態の定義というものが示されていて、重大事態は大きく2つに分かれる。まず、1号事案、いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。2号事案、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余

儀なくされていることがあると認めるとき。相当期間は30日以上、つまり不登校を指している。

2番の2号事案の不登校重大事態に関しては、事実関係の調査とともに、不登校の子の支援も目的としているため、子供たちの関係のない、知らない人たちの調査というよりも、学校の関係者が調査をして、同時に不登校支援ということも含まれるため、2号事案については、おおむね学校主体調査を中心に進めるとしている。これはガイドラインでも、そっこのほうがいいたらと言われていた。

ただし、1号事案の場合だと、例えば児童生徒が自殺してしまった、自殺未遂が起きた、お金を取られた、そういった場合においては学校との関係も崩れていることが多くなるので、その場合は教育委員会や全くの関係のない第三者の方々に組織された調査が望ましいというところから、そういうふうになっている。

先日、国のほうからの報告でもあった問題行動調査の結果でも、ほとんどおおむねが学校主体調査を進めているということもあるので、まずは学校、それ以降が教育委員会や第三者委員会、そういったところで進めると考えている。

以上である。

【三浦委員長】 ありがとうございます。学校主体調査とはいっても、一応弁護士とか、医師、スクールソーシャルワーカー、第三者の人が一応構成されているということで、知らない人が調査をするよりも知っている人による調査のほうがというところで設けているものである。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【吉田委員】 もし分かれば教えていただきたいが、3ページ目の情報モラル講習会の充実のところ、小学校5年生と中学校2年生及び保護者向けに実施しているということになっていると思うが、5年生、2年生は実質的には分かると思うが、保護者向けに行っているところの実態って、区のほうでは把握されていたりするのかな。

【三浦委員長】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 事務局である。情報モラル講習会を行った後には必ず区のほうに報告が上がっている。いつやったのか、どんな内容か、そして何人参加かというのが上がっている、保護者の参加も我々に上がっている。我々のほうからは、できるだけ子供向けの講習会が終わった後には保護者の情報交換、意見交換会もやるように促している、保護者の意識は変わっているものの、例えば平日でもなかなか集まらない現状もあつたりするので、その情報交換、意見交換会の充実も図っていきたいとは検討しているところである。

【吉田委員】 ありがとう。実感として、ほとんどの保護者が聞いてないという実感があるので。

【菊池委員】 よろしいか。本校も、やはり保護者への啓蒙というのが物すごく大切だなということで、保護者への講習会をどんどん宣伝しているが、本校の場合、去年は、子供向けの後に、そのまま同じ先生、講師の方に体育館でやっていただいたが、参加者全体に呼びかけても十数名だった。今年は、形を変えようということで、今年からネットで、Zoomを使った講習会も可能となったので、おうちにいてもできるということで、その形にしたが、やはり20名弱だった。全校に呼びかけたにもかかわらず。

だから、逆に、どうすれば保護者の方が参加していただけるのかという意見を保護者の方からお聞きできたらすごくいいなと思っていて、やはりSNS、小学校の段階だと、親御さんがどう子供に向き合うかということがすごく関わってくる。中学になると、ちょっとそこまでいかないかと思うが、ぜひぜひ、もしよろしければ、こういうふうにしたら参加するという御意見がもらえたら、小学校側ではありがたいなという感じである。

【吉田委員】 いや、今聞いた限り、逆に十数名は多いなという印象で、正直、私1人しかいないとかというケースもあったりするので、ほぼゼロに近いという実態なんじゃないかなと思うので。当然、平日とか開催日の問題は多分あるとは思いますが、例えばSNSのルールを決めるとかという授業をやるときに、それこそ保護者も入れて、その場で話し合ってもらうとか、本当に授業の中に保護者も組み込んでやるくらいしないと、恐らく参加しないというところもある。

恐らく学校の先生方も見られて、私も実感しているのは、学年が上がるにつれて、例えば授業公開に参加する保護者の数ってもうどんどん減っていくのである。1年生とか2年生のときはすごく多いのだが、もう5年生以上になると子供も来てくれるなという空気が多分あって、なかなか保護者も来なくなっているというところがあると思うので、そのところは、例えば、学年初めの保護者会とか、そういうところで、オンラインを活用して行うとかの工夫がないと、多分保護者にしっかり情報が落ちていかないという印象があるので。

同時にやるのがいいのか、個別にやるのかというのはちょっと考える必要があると思うし、また、その授業の一環として一緒にやるのか、低学年向けにも、保護者が学校に来ているうちにそういうことをやっていくのかということも、今5年生となっているが、今うちの子も4年生だが、親の携帯を使って、例えばインスタグラムを見ているとか、多分こうい

うのはケースとしてあると思う。自分では使っていないかもしれないが、実際に触れているという意味では多分もう2年生、3年生、4年生でもやっているという可能性は十分あると思うので、そこを考えると、5年生からでいいのかという問題もあるだろうし、ちょっとその辺を早期にするとかということも検討する必要があるとは思う。

【三浦委員長】 ありがとう。その辺は、保護者の方の御意見も伺いながら、事務局のほうで整理して、学校にその旨、効果的な方法について周知して、学校任せじゃなくて、教育委員会でもその辺りはしっかりかじ取りをしていくということでもよろしいだろうか。

【事務局】 おっしゃるとおり。そのように取り組んでいく。

【三浦委員長】 ありがとう。ほかはいかがだろうか。取りあえずよろしいだろうか。また後でお気づきの点があったら戻っていただいても結構である。

それでは、先に進めさせていただく。次、5番の報告になる。報告の(1) いじめ重大事態の調査結果についてである。では、願います。

【事務局】 事務局である。資料6に基づいて、区内で発生したいじめ重大事態の調査結果について報告する。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、公表について、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒の影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましいと述べている。練馬区ではこれまで、いじめ重大事態の調査結果を区としての公表ではなく、学校の保護者会や文書等で公表してきたという事例がある。しかし、対象保護者と関係保護者の意向がすり合わず、公表に至らなかったというケースもある。昨今、どの自治体においても、いじめ重大事態の件数は増加傾向にある。練馬区においても、今後いじめ重大事態が増加することを踏まえると、保護者の意向に応じて公表の仕方や有無が変わっていくということは、区の対応として避けなければならないと考えている。

そこで、他自治体の対応等も参考にして、このいじめ等対応支援チームにおける報告をもって、区としての公表としたいと考えている。いじめ重大事態が発生した際には、保護者へ事前説明をするが、その段階で、調査終了後に区が公表すること、ただし、個人の特定に至る表現は避けること、そういったことを伝えた上で、直近のいじめ等対応支援チームでの報告、そして議事録と資料を区ホームページに掲載することでの公表と説明しなくてはならないと考えている。

まずはこれについていかがだろうか。よろしく願います。

【三浦委員長】 今まで、公表のやり方というのは保護者会等を通じてやっていたと。それで、双方のお話、協議が調わない場合は、こういった公表に至らないという場合もあったということなのだが、ここで一旦整理をして、このいじめ等対応支援チームで報告をすることである。これについてはいかがだろうか。よろしいだろうか。

ありがとう。では、続けてほしい。

【事務局】 ありがとう。それでは、改めて資料6について報告する。これは一番直近で起きたいじめ重大事態となる。区立学校において発生したいじめ重大事態について、調査結果を報告する。

1、重大事態とは、ここに重大事態の定義を2つ載せている。1号議案と2号議案である。では、2、事案の概要についてである。

まず、事案。対象児童は、区立小学校の児童である。関係児童は区立小学校の児童2名である。

調査期間は、令和6年11月中旬から令和6年12月中旬まで。

調査組織は、教育委員会担当者と弁護士、心理士。つまり、教育委員会等方式で行った。主ないじめの態様は、仲間に入れてもらえないなどの幾つかの行為である。

概要について述べる。対象児童は、令和6年4月から関係児童に仲間に入れてもらえないなど、幾つかの行為を受け、登校するのが難しくなった。対象児童はしばらく別室登校を行っていたが、その後、登校していない。対象児童は同年9月からほかの学校に転出した。

当該事案の事実経過から認定し得る事実である。本件は、いじめ行為を客観的に認定するには資料が乏しく、対象児童の訴えと関係児童らの訴えに一部一致する事象があったものの、総合的にいじめ行為があったことの確認には至らなかった。しかしながら、対象児童が教室に入ることができなくなり、他校に転出したことは疑う余地のない事実であるし、対象児童保護者の相談内容及びその前提となる対象児童自身の被害申告が虚偽であることをうかがわせる事情は全く見当たらない。したがって、対象児童にとっては、対象児童の申告にかかる行為と感ずる行為が関係児童らによって行われ、それによって友人関係に違和感が生じ、本件に至ったものと認められる。

学校は、対象児童や保護者が安心できる説明を十分できなかったこと、調査結果の説明に時間を要したこと、対象児童が別室登校や不登校になってから、組織的対応が不十分となり、多面的な対応になっていなかったこと等は課題があった。そして、上記の学校の課題に対して適切に支援できなかったことは、教育委員会の課題でもある。

裏面をお願いする。再発防止策の提言である。

まず、学校に対してである。いじめ対策委員会にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部の専門家を入れる。いじめ対策委員会の開催を学校の年間計画に定期的に入れる。毎年4月に、全学級で担任と児童全員の面談及び児童同士の関係づくりに関する活動を行わせる。児童の状況を把握するためのアンケートを毎月実施する。

そして、教育委員会に対してである。区内学校に本件を共有し、上記の学校に対する提言を区内学校でも取り入れるよう周知する。対象児童と関係児童の見守り及び支援を継続していく。

調査結果については、以上である。

【三浦委員長】      ありがとう。

では、この重大事態の調査結果について、今説明あったが、これについて何か御意見、御質問などがあればお願いします。どうぞ。

【吉田委員】      基本的な知識として、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置状況って、練馬区はどうなっているかというのが1点と、いじめ対策委員会の開催、学校の年間計画に定期的に入れるというところがあると思うが、私も学校の評議員もやっているが、この辺りのいじめ対策委員会でこういうことが議論されたみたいな情報は、正直言うと、参加しているが、あまり聞いたことがないので、その辺が、いわゆるそういった保護者や地域とかにしっかり落ちているのかどうかというのを教育委員会では把握されているのかどうかというところをちょっとお伺いしたいのだが。

【三浦委員長】      どうぞ。

【事務局】      まず、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについてである。スクールカウンセラーは、全ての学校に配置している。スクールカウンセラーは都の職員で、おおむね週に1回、週に1日勤務して子供や保護者の相談に応じているところである。スクールソーシャルワーカーについては、本区の学校教育支援センターが管轄している職員で、区内で今、21名配置して、その21名が4つの管轄に分かれていて、担当校制で、主に不登校の児童生徒の対応、保護者の対応等で学校訪問、家庭訪問等を行っている。

いじめ対策委員会についてである。いじめ対策委員会は、学校で組織的にいじめ対応するための会議で、学校によって名前は異なるものもある。我々としては、定期開催と臨時開催、つまり、例えば週に1回、月に1回集まって、学校内で起きているいじめについての検討懇談会、あるいは、いじめが起きた際にすぐに行う臨時開催、この2つを進めているが、学校

の事情によって、なかなか定期開催というものが行われず、例えば月に1回が二月に一遍、三月に一遍という、学校によって回数が異なっている場合もあるので、今回の事案を含めて、この当該校には毎月ちゃんと年間計画に入れるようにということと、それをほかの学校にも周知はした。

いじめ対策委員会については、保護者に今回こういう会をしたとか、こういう内容で資料とかというのを公表するものではなくて、学校の中でいじめを早期発見、早期解決するための組織なので、学校の中で行っているというものになっている。

以上である。

【吉田委員】 ありがとうございます。当然、いじめ対策委員会の情報を落としてほしいということじゃなくて、恐らく保護者としては、学校でそういう対策を取っているなり、そういうことが定期的に行われていて、そういうことに学校がきちんと対応しているということがいまいち伝わってきていないというのが実態としてあるので、もしせっかくやっているがそれが伝わってないんだとするのもったいないなと思うし、保護者としては、それが、そういうことも含めて学校側がやってくれているんだなと思うことで安心材料になるので、そういうところをどうやって落としていくのかということ、ちょっと検討の余地があるんであればしていただきたいなと思った次第である。

【三浦委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【事務局】 ありがとうございます。本区では、先ほども説明があったいじめ問題対策方針というように、学校でもいじめの対応に関する方針を定めている。これは全ての学校でいじめ基本方針というものを定めていて、名前は学校によって違うかもしれないが、それも必ずホームページ上にアップするようにしている。どの学校でもそのいじめ基本方針の中にいじめ対策委員会というのがあって、こんなメンバーだということを明記しているものが多い。

以上である。

【三浦委員長】 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いをもうちょっと詳しく説明してもらっていいか。

【村瀬委員】 学校教育支援センター所長である。まず、スクールカウンセラーについては、臨床心理士や公認心理師等の心理の専門職の資格を持った有資格者である。学校に教育相談室という小さなお部屋があって、そこで、保護者の方、それから子供たち、先生の学校生活に関わるお悩みを相談支援という形でカウンセリングする、カウンセラーをすると御理解いただければと思う。

それから、スクールソーシャルワーカーというのは、社会福祉士の資格を持った職員が主な職員なのだが、この職員たちは、いわゆるアウトリーチ、家庭訪問、学校の外に出て家庭訪問ができる、福祉系の資格を持った職員になる。福祉サービスに関する知識があるので、様々な地域の支援機関、福祉事務所だったり、子供家庭センターであったり、そうした地域の支援機関と連携した支援ができるような職員になっている。

以上である。

【三浦委員長】 ありがとう。スクールカウンセラーというのは、週1回来て、お話を伺うという役割で、スクールソーシャルワーカーというのは、何か問題が発生しているところに対して出張って行って、必要に応じてほかの支援機関につなげる、そういう役割になる。

ほかはいかがだろうか。

【吉田委員】 個別事案の話なのだが、これ、全般的なというか、ちょっとこの質問がいいのかどうか分からないが、いわゆる別室登校のところで、被害者と加害者という言い方が正しいのか分からないが、被害者の子が別室登校しているケースと、加害者が別室登校になるケースがあるのかどうかちょっと分からないが、そういうのが多分ニュースになったりすることがあると思うが、その辺の考え方みたいなところというのは、何か練馬区で定まっていたりするのかな。それとも、各学校、個別事案に応じて、何か考えてそれぞれの希望を含めて対応しているのか、その辺はどうなのか。あまりケースとしてあるのかないのかも分からないが、もし何かそういうのがあれば、ちょっとお伺いしたいなと思ったのだが。

【事務局】 先ほどお示しした資料4のいじめ問題対策方針の中で、いじめが起きた際には、被害者に寄り添うという練馬区の姿勢をここに定めている。そのため、いじめが発生した際も、まず被害のお子さん、保護者の方に、被害のお子さんが一度空間を離れたいのか、被害のお子さんはクラスの中で授業を受けたいのだが、どういった協力があるか、そういったところをまず被害者の側に聞いた上で、学校は対応している。ただし、今度は加害側にすぐに別室で授業しなさいというものなかなか難しいケースがあるので、今年は双方の意見を聞きながら、保護者の意見を聞きながら、対応しているところである。

以上である。

【吉田委員】 ありがとう。

【三浦委員長】 特別対応ということだね。

ほかはいかがだろうか。よろしいだろうか。ありがとう。

どうぞ。

【嶋崎副委員長】 戻ってしまうが、今の資料の前の資料5のフローチャートである。ここは、先ほど若干説明いただいているが、1か所大きな誤りがあるのと、1か所は検討していただきたいことなのである。

いじめの重大事態のところの、学校のところからずっとスタートになっている。実は、実際には保護者からの申立てがほとんどなのである。私が直近の10回の重大事態を見ても、10件とも保護者からの申立てである。それがどこかにあっていいのかなと思った。このフローチャートはすごく分かりやすくよくできているので、この学校と教育委員会の間のところちょっと、スペースがないかな、「対象児童生徒・保護者からの申立て」というのが教育委員会にも直接行くこと、恐らくあるのではないだろうか。だから、その矢印があっただけいいのかなというのが1点である。これは協議していただければ結構である。

もう1点は、完全に誤っているので訂正をお願いしたいのだが、最後のところで、調査するであろう、調査して、対象児童生徒保護者及び関係児童生徒保護者への、その後である。調査方針等の説明とあるが、これは調査報告である。もう調査が終わった後のことだから、調査方針の説明は事前説明だから、上でやっているから、ここは調査結果というか調査報告というか、言葉は選んでいただいて結構だが、訂正をお願いできればと思う。

【戸成委員】 申し訳ない。

【三浦委員長】 どうぞ。

【戸成委員】 私もちらのフローは気になっていて、保護者から学校に相談して、校長から教育委員会等に上げないというケースもあると思う。その場合が大変。やっぱり校長に全ての決裁権があるような気がして、そこで黙殺されるという事案があるかと思うので。

【三浦委員長】 なるほど。

【戸成委員】 そこが非常に大事な、重要なポイントだと思う。

【三浦委員長】 このフローでいくと、最初に、学校の対応のところ、学校が判断するとなっているから、委員御指摘のとおり、ここで黙殺されてしまうおそれがあるのではないかという話だろう。その辺はいかがだろうか。

どうぞ。

【事務局】 嶋崎委員、ありがとうございます。保護者からの申出は確かに多くて、学校でなく直接教育委員会に来る場合もあるので、やはり何らかの形でここに示す必要がある。後半の調査方針のところ、大変失礼した。おっしゃるとおりである。調査結果に修正する。

あと、御意見ありがとうございます。学校で確かに、学校には伝えたけれども上がってこないケースがあって、事が大きくなってから報告を受けるということも我々のほうでもある。そうならないように、練馬区では年に必ず3回のアンケートを取って、その結果は必ず我々のほうに来るようになっていたりとか、あと我々の指導主事が、学校担当が決まっています、適宜訪問しながらそういった話をしたりとかしているのです、そこは連携を密にして確実に風通しのよいようにしてまいりたいと思う。

以上である。

【三浦委員長】　　ということよろしいだろうか。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ちょっと先に進めさせていただく。続いて、令和7年度のいじめ一掃プロジェクトについて、説明をお願いします。どうぞ。

【事務局】　　資料7を御覧いただきたい。いじめ一掃プロジェクトの実施要項ということで、説明させていただきます。

このプロジェクト、4つの取組を柱としている。3、実施事業の(1)から(4)の4つである。

まず、(1)いじめ一掃取組月間の設定だが、来週の祝日明け火曜日、11月4日からの1か月を取組月間としている。②のアからキに記載されている実施内容について、特に子供を主体としたいじめ防止取組を推進するように学校に周知している。

続いて、2つ目の取組、(2)練馬区いじめ防止に係る作品の募集についてである。令和5年度までは、その年ごとにいじめ防止のシンボルマーク、この年はポスター、今年は撲滅宣言、今年は防止標語と指定していたが、昨年度、令和6年度から、各学校園が自校・自園の実態に応じて、ポスター系か、標語系か、もしくはその両方を学校で選択して取り組んでいただいている。この取組については、特定の児童生徒だけが取り組むものではなくて、作成を目的とするものではなくて、児童生徒がいじめ防止について深く考えていただくという時間を確保してほしいという趣旨なので、学校園全体として取り組むように周知しているところである。

続いて、(3)と(4)である。(3)のいじめ防止実践計画書の作成、また、(4)いじめ防止教育実践発表会の開催についてである。各学校園では、学校いじめ防止基本方針を策定している。その方針に基づいて取り組む、いじめ防止に向けた子供が主体となった取組とか、あとは教職員の組織的な取組について計画書というものを作成する。また、計画書とか、

我々指導主事の学校訪問等を通して、顕著な成果を上げている、工夫している学校については、教育実践発表会の中で、いじめ防止実践事例発表会というものも発表会の中にあるが、その中で奨励賞として表彰をしている。こちらの表彰については2月に行っている。また、その取組について、各幼稚園、小学校、中学校代表の学校に発表していただいて、その成果を全学校園で共有するようにしている。また、発表会の中では、先ほどのポスター系、標語系のいじめ防止の作品の入選作品の発表も行っている。

説明は以上である。

【三浦委員長】 ありがとう。では、資料7について説明あったが、これについて、御意見、御質問があればお願いします。

【吉田委員】 1個だけいいか。

【三浦委員長】 どうぞ。

【吉田委員】 このいじめ防止実践事例発表会をオンラインで実施とあるが、これって配信されたりするのか。一般に見られるものなのか。

【事務局】 これは2月上旬に行っているが、視聴可能となっている。

【三浦委員長】 周知が不十分という。そこはしっかり周知をすることによってお願いします。ほかはいかがだろうか。どうぞ。

【戸成委員】 先ほどフローにもあったが、この資料の2ページのC4thというのは、これは。提出先に書いてある。ちょっと申し訳ない。初めてなもので。

【事務局】 こちらは学校の校務支援システムというもので、学校と教育委員会とでメールをやり取りするようなシステムのことで、C4thという名前のシステムである。

【三浦委員長】 よろしいだろうか。

ほかはいかがだろうか。よろしいだろうか。

ということで、今、周知という話をいただいたが、その辺を充実して、このプロジェクトを進めていくということでお願いをする。

次は、協議である。本日の協議内容については、今申し上げたSNSを介したトラブルの防止に向けて、SNS練馬区ルール、これまでもあったが、これの改訂をしたいと思っていて、それについての協議になる。

では、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 本会では、平成28年度にSNS練馬区ルールを作成した。こちらについては、資料8-3になっている。本ルールは、SNS学校ルールやSNS家庭ルールをつくる

際の区の方針を示しているものであり、現在、全ての区立学校園でSNS学校ルールをつかっており、各家庭に対してもSNS家庭ルールをつくることを啓発している。そういったところから、一定の成果を出すことができたと認識している。

昨年度の本会においては、SNSを介したトラブルやいじめ等が増加している現状を各委員からいただいて、そちらを踏まえて、SNS練馬区ルールの改訂への御意見をいただいた。各委員からは、発達段階に応じた内容に変更すべきという意見や、SNSトラブルや今日的な課題、知らない人との接触、あとはアカウント等の乗っ取り等について具体的な事例を盛り込むべきとの御意見、また、保護者のスマホ依存や管理不足がトラブルの原因になっているため、保護者の責任や関与を強調すべきではないかという御意見もいただいている。

そういった御意見を基に、資料8-1を御覧いただきたい。こちらについては、幼稚園・低学年、高学年、中学生、3つの発達段階に応じたSNS練馬区ルールの違いを比較している。段階表を作成するに当たり、事務局では、資料8-3のこれまでの資料や、各学校園から報告のあったSNSトラブルの分析や、国や都が出している資料の分析等を行った結果、こちらのような表となっている。

主な改訂のポイントとしては、「自分のために」という項目においては、個人情報の扱いや困ったときの相談の仕方、時間管理、情報の真偽判断等を掲載している。「相手のために」の項目においては、思いやりのある発信、送信時間の配慮、対面時等のマナー、写真、動画の扱い等について載せている。「健康のために」の項目においては、資料8-3の中では、注釈で示していた内容について、やはり子供たちに知らせなければいけないと感じているので、一つの大きな大項目を立てて掲載している。長時間利用することによる心身への影響を防ぐための具体的な行動指針となっている。そして、保護者の方への項目においては、家庭でのルールづくり、フィルタリングの見直し、信頼関係の構築等について記載している。

そして、こちらの段階表を基に、資料8-2として、各発達段階に応じたリーフレットを作成している。リーフレットの構成については、1ページ目については、自分のために、相手のためにという項目になっている。2ページ目は、健康のために気をつけること、保護者の方へという項目になっている。3ページ目は、SNS練馬区ルール確認チェックリストということで、チェックリストを掲載している。4ページについては、SNS学校ルールについて載せられるようなページになっている。そして、5ページと6ページについては、5ページは、我が家のSNSルールについて、選択した記述に応じて記載できるような形になっているし、6ページについては、自由記述というページ設定となっている。

今後、SNSに係るいじめ等の対応が増加していくことが想定される中で、各学校園や家庭において、本資料を活用し、SNSの使い方について少しでも理解促進が図れるように、各所属の委員から本資料に係る意見をいただきたいと思っている。具体的には、資料の構成、資料の内容、学校園及び家庭での活用方法等について御意見を頂戴したいと思っている。

私からは以上となる。

【三浦委員長】 説明があったが、一応、資料8-1の素案で、発達段階に応じてこういったものを載せたいというものが一覧になっていて、実際に落とし込んだものが、資料8-2がそれぞれあるというところである。何か御意見、御質問があればお願いします。

【戸成委員】 ルールの作成ありがとうございます。こちらの素案を見て、私の所感なのだが、何のためにという理由のほうをもう少し、ルールを示す前に載せておいたほうがいいのではないかと、例えば犯罪に巻き込まれる可能性がある、いじめの温床になるとか、極端な例だが、たばこに、肺がんの写真か、そういった、ちょっと脅しじゃないが、ルールの前に、何のためにこのルールがつけられたのかというところを明確にしたほうが、ただ守らないといけないという、自分のために、相手のためにというのがあがるが、もっと具体的に各項目、理由があったほうがいいかと思った。

何点かあるのだが、2点目は、時間管理の点である。これ、大人でも依存症になってしまうのだが、幼稚園・低学年に対して時間管理を求めるのはちょっと厳しいかなと思っている。

あと、チェックリストだが、こちらでも誰が何のためにいつやるのかという。そこは運用面に任されていると思うが、ちょっとこの辺、学校でもSNSルールをつくったが、実際子供は、みんなそんなのは守ってないよとかいう、みんなというのは四、五人なのだろうが、そういう感じで、運用のほうが大事だと思っている。

あと、実体験として、やっぱり中学校1年生が非常に大事なポイントかと思っていて、中学校1年になった途端、LINEでグループを、学年グループ、クラスグループをつくって、そこで何か先生の悪口を書いている。それは私、ちょっと娘から聞いて、先生には伝えたが、中学校1年生が私は一番肝かと思っている。

申し訳ない。何点か申し上げた。以上になる。

【三浦委員長】 ありがとうございます。いかがだろうか。確かに、幼稚園・低学年にこういうものをやりなさいというのはなかなか厳しい。多分、打合せのときも私、そういう話をしたと思うが、どっちかというところ、ここは保護者だろう。その辺は。

【檀原委員】 幼稚園である。幼稚園も仲間に入れていただいたというのがこの表ですご

くよく分かるのが本当にありがたいなと思う。ただ、先ほどおっしゃっていらしたように、幼稚園のほうの子供がどこまで理解できるかというのは難しいところではあり、前回も話が出ていたが、今、教育長先生がおっしゃっておられたように、保護者の意識がどう出てくるかということが問題なので、この一番後ろのところ保護者向けというところがあるが、多分幼児の場合には、保護者に聞いてから使う、保護者に終わったら渡すみたいなこと、その際に保護者と時間を決めるとかというところが出てくると思う。

ただ、この前もお話ししたように、モデルという部分では、保護者がとてもモデルにはなっているので、保護者がスマホをいじりながら子供との対応をすとか、何かがあったときに、これを持ってなさい、これを見れば電車の中で静かになれるみたいなことをやっていくような教育をふだんから家庭の中で行われているようであると、私たちがこういうふうにつくっているSNSルールは子供だけのため、大人が守らないならいいやと、幼児の段階であったら感じるのではないかなと思うので、ここで、保護者がモデルになるみたいなことがどこかに書かれていくほうがいいと思うし、そこをちゃんと保護者に対して伝える、何か文章が幼児の場合に必要なじゃないかと思う。

【三浦委員長】 ありがとう。そうである。おっしゃるとおりだと思う。どうぞ。

【事務局】 今いただいた意見の、まずは幼稚園向けに関しては、やはり今いただいた意見を基に、まずは対象を、園児というよりは保護者向けに使い方を注意喚起できるようなものに変更させていただけたらなと思っておるが、そういった形でもよろしいだろうか。こちらについて、また次回のほうで示させていただくという形でやっていきたいと思っている。

また、戸成委員のほうからいただいたように、やはり、ただルールを示すのではなく、何のためにこのルールを守らなければいけないかという、そういった目的意識を持たせるような文章も相当に載せていくことで、より子供たちの意識、注意喚起を図れるのではないかと考えているので、そちらのことについても検討させていただきたい。

以上になる。

【三浦委員長】 ありがとう。ほかはいかがだろうか。どうぞ。

【吉田委員】 ちょっと幾つかあるが、まず今出た保護者の部分というところでいくと、多分この幼稚園・低学年のところについては、保護者、家庭で話すということを軸にして、例えば個人情報であれば、その書かれた個人情報を誰が見ているかということを考えているか、どうであるかみたいなのを家庭で話すような形で整理していただくのがいいのかと。

練馬区のSNSルールとか、毎学期や長期休みの前に学校からこれが配られて、確認をし

て、御家庭内でもそのルールをもう一度再確認してほしいみたいなことが案内としてはあるので、なじみはあるが、うちの場合は、子供自体はSNSを今、現時点ではやってないので、そういう部分で、今言われてもというところもあったりするので、ここは学年別というか、ある程度その年齢というか段階別に分けていただくということ自体はいいのかなと思った。

あとは、今、資料8-1の個人情報のところで、高学年と中学生のところ、例えば個人情報には絶対に秘密にすると、同じ内容が書かれていると思うが、今だと、SNS以外にもAIの問題とかというのがやっぱり出てきていると思うのである。ほかのニュースとかをいろいろ見ると、もう小学校の時点で、例えばChatGPTを使った経験がある子が50%以上いるとかという状況もあるので、例えば中学生であれば、使うAIによっては個人情報を記憶するという機能を持っているAIもなくはないと思うので、そういったところ、何に書き込むのか、SNSだけじゃなくて、そういった部分にも書き込む要素というのが恐らくあると思うから、そういったところへの注意喚起という情報も盛り込んでいく必要があるんじゃないかなというのが1点である。

それから、保護者自体が、多分ここにいらっしゃる方全般、私も含めてそうなのだが、今子供たちが使っているSNSの分類がどういうものなのかということ自体があまり把握し切れてないというところはあると思う。大体、有名なところでいけばインスタグラムとかTikTokとかが多分あると思うが、一応年齢制限が、機能上というか規約上はあって、インスタグラムとかだとティーン向けのアカウントとか、一応そういったものもありとか、YouTubeもそうである。キッズ向けのYouTubeのアカウントがあるとか、多分その辺の情報が、そのリテラシーの高さ、高低によって割と分かれている状況だと思う。なので、どこまでそこを、こちら側というか学校側なり区側でアナウンスしていくのかというのはちょっと難しいところではあると思うが、多分、他国の状況、例えばオーストラリアだと16歳未満禁止にするとか、いろんな動向があると思うので、そういったところを踏まえた情報発信というのもしていけないと、恐らく保護者側のリテラシーが高まっていかないと、この問題ってなかなか解決できない部分かなと思うので、そういったところを併せて、SNSルールとセットで注意喚起してもらう方法というのを少し考えていく必要があるのではないかと。

下手すると本当に子供のほうがよく知っているという状況だと思う。今だと、あまり耳にすることはないと思うが、要は、GPS機能を使ってお互いの位置情報を共有し合うとか、

そういったことも子供の中では、恐らくもうちょっと、中高生ぐらいになってくるとなのかなと思うが、そういうものがトラブルになるということはあるのかなと思うので、やっぱり全部が全部、保護者が把握し切れないというところに恐らくこの問題の根幹みたいなのところも多少あるのかなと思うので、そういった事例も踏まえたところの情報発信を、ぜひとも学校側で把握した情報とかを保護者となるべく密に共有できる仕組みづくりとかか体制づくりをしていただきたいと思う。

【三浦委員長】 よろしいだろうか、事務局。どうぞ。

【事務局】 御意見ありがとうございます。まず、生成AIとの関わり方については、やはり、我々事務局としても、国や都の動向を踏まえながら、そういった事例等も研究していく。

【三浦委員長】 これ、SNSに特化した冊子になっているが、情報リテラシーの関係とかAIとか、その辺というのは学校の授業とかで取り扱っているのだろうか。どういう取扱いをしているのか。

【吉田委員】 今、もう石神井台でやっているであろう。生成AIを使った学級キャラクターをつくらうという事業自体をやられているケースがある。

【菊池委員】 小学校ではタブレットサイトというものをつくって、その中に東京都のSNSルールをクイズ形式で学ぶであるとか、いろいろなサイトがお勧めとか、学校としても使っているよというものをまとめたものを、本校はとか、ほかの学校もそうだと思うが、つくっている。それをクラスルームから発信して、本校は、週に1回、タブレットタイムというのを朝設けていて、その時間に計画的に、今回はSNSのマナーを学ぶとか、健康上のいろんなことを学ぶとかと、年間計画を立てて、必ず全員がそれを通してSNSルールであるとかネットのマナーとかを学ぶような実践をしている。

【三浦委員長】 ありがとうございます。あと、これは幼稚園と書いてあるが、幼稚園というのは区立幼稚園に配布するということ想定しているのか。だから、これは、親御さんにしっかり子供が小さいうちから啓発していくということになると、そこだけでは多分足りないだろう。私立幼稚園とか保育園、そういったところにも配布を検討しないといけないのかなと思うので、そこは検討をお願いします。

【事務局】 検討していく。

【三浦委員長】 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【戸成委員】 SNSの定義って皆さんどう思われているかという質問で、フェイスブックとかインスタとか、ああいう何か投稿するのをSNSと言っているのか、LINEでも何

か記事とかあり、ちょっと言葉の定義で難しいと思うが、アプリの名前とか具体的に入れてしまってもいいかと思う。人によってSNSって違うかなと思って。

【三浦委員長】 確かにそうである。その辺は検討いただいてよろしいだろうか。

【戸成委員】 幼稚園とかって、SNS使っているかという、使っていないのではないかと思う。

【吉田委員】 だから、その辺をどう表現するかって非常に難しいと思うが。

【戸成委員】 確かに情報発信とか幼稚園はしてないだろう。

【檀原委員】 多分してないと思われるが、一時期前に、幼児さんが公園で何か友達の裸なんかを撮って、それをアップしてしまったという事件があったと、公立幼稚園じゃないが、そういう話を聞いたことがあるので、SNSと本人たちは思っているのかどうかというところはまた謎だが、そしてそれが親のものを借りて簡単にできる仕組みというのがあるかとは思う。例えば、おじいちゃまおばあちゃまに何か自分たちが撮った写真を送るというようなことのシステムをお母さんたちがやっているとしたら、それを借りて、じゃあ撮っておいてみたいなことを言われてやっているなんていうことも、もしかすると若干あるかと思う。

【三浦委員長】 ありがとう。

【吉田委員】 幼稚園とかで問題になるって、むしろ保護者がほかの児童も写り込んでいる写真をSNSにアップしてトラブルになるみたいな話はよく聞くので、だからやっぱり、その時点、保護者がどう考えているかみたいなのが多分、小学校、中学校に向けて変わってくるので、この辺のところは、教育長おっしゃったように、保護者向けのリーフレットが必要になってくると考える。

【三浦委員長】 最初に押さえておくということだろう。

【吉田委員】 最初から押さえない。多分、携帯の持込みの問題とか、うちの子もそうであるが、小学校とか中学校でもかなり頭を悩ませるところが多分多いと思うので、そういったところはやっぱり保護者のリテラシーの問題かなと思うので。

【戸成委員】 私も事例として、子供がいたずらでLINEを使用し、いろんな写真を送ってきてしまったという、やっぱり保護者が自分の端末を子供に持たせてしまって、子供が楽しくて写真が送られて来てしまったという事例があった。

【三浦委員長】 どうぞ。

【事務局】 今回は、いじめ等対応支援チームでの話ということで、いじめやトラブルに

つながるSNSということ想定して我々もこれをつくっていて、我々のところに一番報告で上がってくるSNSの媒体としては、LINEの悪口、誹謗中傷、仲間外しというところが一番多い。次が、やっぱりタブレット、1人1台端末のクラスルームでのやり取りとか、またはインスタ乗っ取りとか、ある程度そういったものに絞られてきたが、今の委員の御意見は確かに、SNSといった場合、人によって異なるので、ちょっと我々もまた調べた上で改善を図っていく。

【三浦委員長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。そうしたら、取りあえず我々で用意した議案、次第は以上になる。本日、皆様からいろいろ御意見をいただいた。貴重な御意見ありがとうございます。

いただいた御意見を基に、事務局は具体的な取組、このSNS練馬区ルールとか、フローチャートとか、そういったものを修正していただいて、次回の会議でそれをお示しできるようにお願いしたい。

以上で、本日の議事について全て終了をさせていただきます。

それでは、副参事のほうに進行を戻す。お願いします。

【佐藤副参事】 委員の皆様、活発な御意見等ありがとうございます。

それでは、最後に次第の7番、事務連絡である。事務局よりお願いします。

【事務局】 事務局である。第2回なのだが、2月下旬から3月上旬の開催を予定している。日程、また委員の皆様へ提出いただいて、調整の上、改めて通知させていただきたい。どうぞよろしくをお願いします。

【佐藤副参事】 改めて、本日はありがとうございます。それでは、以上をもって、第1回練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会を終了させていただく。ありがとうございます。

— 了 —